（議提議案第７号）

令和５年１２月１９日

議長　須 永 宣 延 様

提出者　議員　小　鮒　賢　二
〃　　〃　大久保　照　夫
〃　　〃　林　　幸　子
〃　　〃　権　田　清　志
〃　　〃　黒　澤　三千夫
〃　　〃　大　山　美智子

議案提出について

令和５年第５回市議会定例会（１２月１９日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

［議提議案第７号］　熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

〔理　　由〕　政務活動費の運用に当たり、透明性の確保の観点から、交付対象の会派としての認定要件を整えるため

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例（平成２５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「所属議員が１人の場合を含む」を「２人以上の議員により結成され、別に定めるところにより議長に届出をしたものをいう」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。